

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|--------|--------------------------|---|--|
| 子ども 48 | 配偶者との 収入が逆転 (扶養異動) | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は16歳以上 ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がある | <p>●健康保険被扶養者認定申請書</p> <p>●被保険者の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された3か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）</p> <p>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。</p> <p>●戸籍謄本（本書）</p> <p>※3か月以内に交付されたもの</p> <p>●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）</p> <p>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可</p> <p>●在学証明書（本書）</p> <p>※学生の場合のみ</p> <p>●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写）</p> <p>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票</p> <p>前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込が確認できる書類</p> <p>●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分</p> <p>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）</p> <p>※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出</p> <p>※学生の場合は不要</p> <p>●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）</p> <p>●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類</p> <p>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）</p> |